

# 東久留米駅西口昇降施設及び駅西口広場 基本設計等委託プロポーザル実施要領

## 1. 業務の目的

平成6年度供用開始された東久留米駅西口昇降施設は、建設当時、建築確認申請がなされていないことが、令和2年度に明らかとなった。そのため、施設の建築基準法をはじめとした現行法適合に向けた取組を進めたが、その取組の中、施設の富士見テラス部の壁面の基準耐力不足が確認され、結果として令和5年度に除却した。

一方、昇降施設部については、施設が道路内の建築物であるため、改修による現行法適合は大変厳しいとの結論に至った。

このような経緯の中、当該施設の現行法適合に向けては、市道2514号線上空を通過し、駅前広場歩道部へと連絡する「富士見テラス機能」を付加した都市計画道路（歩行者専用道）として改築することとした。

本改築に向けては、令和7年10月に策定した「東久留米駅西口昇降施設の改築及び駅西口広場の整備に関する方針」のとおり、当該施設の利用者の安全性確保や利便性向上を検討するとともに、高齢者や障害者などもより利用しやすい駅前広場となるよう、バリアフリー化の観点から駅西口広場全体を見直すこととしており、現在は、当該整備方針に基づき、駅西口昇降施設を都市計画道路の一部として位置付ける都市計画変更を行い、令和8年7月に告示したところである。

本業務は、これらの経過を踏まえ、昇降施設の現行法適合を最優先としつつ、市民等からの意見や要望などを参考に、「東久留米市都市計画マスタープラン」に掲げる「東久留米の玄関口として、様々な人々が集い行き交うにぎわいあるまち」の実現を目指し、基本設計等を実施するものである。

## 2. 業務の概要等

### (1) 件名

東久留米駅西口昇降施設及び駅西口広場基本設計等委託

### (2) 契約期間

契約確定日の翌日から令和10年9月29日（金）まで

### (3) 主な業務内容

ア 事業認可取得業務

イ 東久留米駅西口昇降施設及び駅西口広場基本設計業務

ウ 実施設計から工事施工に至るまでの事業手法検討業務

エ 関係機関協議支援業務

オ 整備計画作成業務

カ 事業手法検討・事業者選定支援業務

※具体的な内容については、別紙1「特記仕様書」を参照すること

### 3. 提案限度額

174,900,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

（内訳）

57,800,000 円（令和9年度債務負担行為限度額）

117,100,000 円（令和10年度債務負担行為限度額）

### 4. 実施形式

公募型プロポーザル方式による

### 5. 参加資格等

#### （1）参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、参加表明書等の提出期限時点において、次に掲げる要件をすべて満たす事業者（個人での参加は不可）とする。なお、複数の事業者で共同事業体を構成し参加する場合は、構成事業者すべてが法人格を必要とし、次の要件を満たすこと。また、企画提案書等の提出後において要件を満たさなくなった場合は、参加を取り消すこととする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて東久留米市の競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有していること。ただし、競争入札参加資格を有していない場合でも、次に掲げる書類等を提出の上、契約締結時までに競争入札参加資格を取得できる見込みがある場合に限り、プロポーザルに参加することができる。

① 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）（法人）

② 法人事業税の納税証明書

ウ 参加申込の旨の書類（以下「参加表明書」という。）の提出期限から受託候補者の特定までにおいて、東久留米市契約における暴力団等排除措置要綱（平成25年度東久留米市訓令乙第2号）による入札参加除外措置及び東久留米市競争入札

参加有資格者指名停止措置基準に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

エ 昇降施設や駅前広場をはじめとした鉄道関連施設の設計業務実績を有すること。

## (2) 参加資格の審査

提案事業者より提出された参加表明書等の内容から、当該事業者が参加資格要件を全て満たしているかどうかについて東久留米駅西口昇降施設及び駅西口広場基本設計等委託プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）にて審査を行い、要件を全て満たすとされた事業者のみ、本プロポーザルへの参加を認める。

なお、審査結果については参加表明書を提出した全ての事業者に書面及び電子メールにて令和8年10月27日（火）までに通知する。また、参加要件を満たさないと判断された事業者のうち、審査結果に疑義がある者は、市に対し通知の日から7日以内（閉庁日を除く）に、書面によりその理由についての説明を求めることができる。

## (3) 共同事業体による参加の条件

ア 複数の事業者が共同事業体を構成して応募する場合は、総括責任者が在籍する事業者を代表事業者として定めるものとし、代表事業者が手続きを行うこと。

イ 単独で本プロポーザルに参加しようとする事業者は、他の共同事業の代表事業者又は構成事業者になることはできない。

ウ 1事業者が複数の共同事業体の代表事業者及び構成事業者となることはできない。

エ 共同事業体により参加表明をした後においては、当該共同事業体の代表事業者及び構成事業者の変更は、原則として認めない。

オ 測量・地質業務はじめ協力事業者に外注業務を依頼する場合は、共同事業体とはしない。

## 6. スケジュール

| 項 目           | 日 時                                   |
|---------------|---------------------------------------|
| 実施要領等の公表      | 令和8年10月 7日（水）                         |
| 参加表明書等の受付期間   | 令和8年10月 7日（水）から<br>令和8年10月21日（水）17時まで |
| 参加資格審査結果通知    | 令和8年10月27日（火）                         |
| 質問書、参加辞退届提出締切 | 令和8年10月30日（金）17時まで                    |
| 企画提案書等提出締切    | 令和8年11月10日（火）17時まで                    |

|                    |                                                         |
|--------------------|---------------------------------------------------------|
| 一次審査（書類審査）結果通知     | 令和８年１１月２５日（水）                                           |
| 二次審査（プレゼンテーション）実施日 | 令和８年１２月１８日（金）<br>令和８年１２月２３日（水）<br>※時間及び会場の詳細は一次審査結果にて通知 |
| 審査結果通知・公表          | 令和９年１月６日（水）                                             |
| 契約締結               | 令和９年１月中旬                                                |
| 業務開始               | 令和９年２月１日（月）                                             |

※土曜・日曜及び祝日は、受付等を行わない。

※上記スケジュールは現時点での想定であり、予告なく変更する場合がある。

## 7. 募集内容等

### （１）募集方法

東久留米市ホームページへの掲載にて募集を行う。

### （２）参加表明方法

本プロポーザルへ参加を希望する者は、都市建設部道路計画課に「【様式２】参加表明書」「【様式３】誓約書」「【様式４】共同事業体構成員届出書（共同事業体による参加の場合のみ提出）」「【様式５】会社概要」「【任意様式】昇降施設や駅前広場をはじめとした鉄道関連施設の設計業務内容と実施期間や調整実施先のわかるもの」及び「『５ 参加資格等（１）』を証明できる書類」各１部を以下の方法で提出すること。

#### ア 受付期間

令和８年１０月７日（水）から令和８年１０月２１日（水）１７時まで

#### イ 提出方法及び提出先

東久留米市都市建設部道路計画課道路交通計画係宛に電子メールにて提出すること。なお、提出時は送信エラー防止のため、併せて参加表明を送信した旨を電話にて報告すること。

#### ウ 提出・報告先

東久留米市都市建設部道路計画課道路交通計画係

メールアドレス：doroikeikaku@city.higashikurume.lg.jp

電話連絡先：042-470-7768（直通）

※電子メールのタイトルを「【事業者名】参加表明書等の提出」とすること。

### （３）質問及び回答

本プロポーザルに関する質問及び回答の取扱いは次のとおりとする。

ア 受付期間

参加資格審査結果の受領の日から令和 8 年 1 0 月 3 0 日（金） 1 7 時まで

イ 質問方法等

本プロポーザルに関する質問がある者（参加資格審査通過者に限る）は、質問内容を「【様式 1】質問書」に記載の上、電子メールにて提出すること。ただし、他の参加者に関する質問や、審査に支障をきたすおそれのある質問には回答しない。また、本要領に定められた方法以外で行われる質問については、受け付けない。

ウ 提出先

東久留米市都市建設部道路計画課道路交通計画係

メールアドレス：doroikeikaku@city.higashikurume.lg.jp

※電子メールのタイトルを「【事業者名】プロポーザルに関する質問」とすること。

エ 回答方法等

質問票の受付期間終了後、参加表明書を提出した全ての者（参加資格審査通過者に限る）に対し、電子メールにて令和 8 年 1 1 月 5 日（木）までに回答する。

なお、回答は本要領の追加又は修正とみなす。

（4）参加を辞退する場合

参加表明書提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する者は令和 8 年 1 0 月 3 0 日（金） 1 7 時までに「【様式 8】参加辞退届」を都市建設部道路計画課まで提出すること。

（5）企画提案書等の提出

参加資格審査通過者は、令和 8 年 1 1 月 1 0 日（火） 1 7 時までに「【様式 6】企画提案書提出届出書」及び同様式に記載の添付書類を道路計画課まで提出すること。

なお、企画提案書等は、正本データ及び副本データを以下の方法で提出することとし、副本については、事業者名称やロゴ等提案事業者が特定又は推測できる文言等の記載は行わない、又は黒塗りとして提出すること。

ア 受付期間

参加資格審査結果通知のあった日から令和 8 年 1 1 月 1 0 日（火） 1 7 時まで

イ 提出方法

東久留米市都市建設部道路計画課道路交通計画係宛にウィルスチェック済みの CD-R 等の電子媒体にて持参または郵送にて提出。

なお、郵送による場合は受付期間内必着とし、配達されたことが証明できる方法によること。また、郵送事故等による不着に対する特別な取り扱いを行わない。

ウ 提出・報告先

〒203-8555

東京都東久留米市本町三丁目3番1号 東久留米市役所 5階

東久留米市都市建設部道路計画課道路交通計画係

## 8. 企画提案書等の作成方法

下記の仕様、別紙1「特記仕様書」、及び別紙3「東久留米駅西口昇降施設及び駅西口広場基本設計等委託プロポーザルに係る事業者選定基準書」に留意する他、整備の具体的な方向性については、市ホームページに公表されている本事業の経緯や関連資料等を必ず確認し、本市の課題や目指す方向性を深く理解したうえで作成すること。

### (1) 企画提案書仕様

- ア A4又はA3版とし、表紙及び目次を含め20ページ以内とする。
- イ 文字方向は縦・横書きは問わない。
- ウ 読み取りやすい文字サイズとする等、見やすい資料となるように留意すること。
- エ 用紙方向は問わないが、ページ数を付して作成すること。
- オ 次の9項目について漏れなくかつ具体的に記載し、項目ごとに作成すること。
  - ① 業務に関する提案事業者の考え方  
基本設計業務に関する提案事業者の基本的な考え方、理念等を記載すること。
  - ② 適正な業務執行  
事業認可と基本設計業務を明確に区分したうえで適正かつ遅滞なく業務を遂行する進行管理に係る取組や工夫について記載すること。  
また、「2. 業務の概要等(3)」に記載の業務を契約期間内に実施するための工程表を添付すること。
  - ③ 業務実施体制  
次の事項について必ず記載すること。
    - ・業務項目ごとの人員配置の考え方と具体的な配置人数、各担当の役割等
    - ・人事異動等担当者に変更が生じた際のバックアップ体制
    - ・その他想定される本業務遂行上の人的リスクへの対応体制
  - ④ 関係協議先とのかかわり方  
鉄道事業者などの交通事業者や交通管理者、特定行政庁、上下水道等インフラ事業者をはじめ、本件に係る多様な調整先との関わり方や協議の方法、合意形成のための調整方法について記載すること。
  - ⑤ 東久留米市民等への周知と意見集約  
市民等の多様な意見を受け止め、集約するとともに、意見を検討し基本設

計へ反映する手法や市民意見聴取イベントを開催した際の事業者としての役割について記載すること。

⑥ 品質管理

業務の質を確保するための取組について記載すること。なお、次の４点については必ず記載すること。

- ・後の工程となる実施設計や工事施工を確実に遂行するための成果物に対する工夫等
- ・整備計画として盛り込む事項
- ・「１．業務の目的」に記載している課題解決のほか、本市マスタープランや行政経営ビジョン等本市の各種計画を踏まえ、東久留米市の強みや特性を活かした基本設計の考え方について
- ・現況の駅西口昇降施設及び駅西口広場における仮設工事施工の技術的提案

⑦ 法令遵守

法令遵守や契約違反を防止するための取組について記載すること。なお、次の２点については必ず記載すること。

- ・法令違反や契約違反を起こさないための社内体制及び取組について
- ・法令違反が発生した場合の対応や再発防止の取組について

⑧ 提案事業者の強み、アピールポイント等

本委託業務を遂行する上で、提案事業者が持つ他事業者に対する優位性について記載すること。

⑨ その他

上記に掲げるほか、本委託業務に係る独自の提案があれば記載すること。

(２) 東久留米駅西口昇降施設及び駅西口広場整備イメージ図仕様

ア A４又はA３版とし、３ページ以内とする。

イ イメージ図の数は問わないが、鳥瞰イメージ図と内観イメージ図は必ず掲載すること。

ウ 別紙３「東久留米駅西口昇降施設及び駅西口広場基本設計等委託プロポーザルに係る事業者選定基準書 (３) 業務内容に関する提案 ②アからオ、キからコ」がイメージ図又は説明において反映されていること。

エ 文字方向は縦・横書きは問わない。

オ 読み取りやすい文字サイズとする等、見やすい資料となるように留意すること。

カ 用紙方向は問わないが、複数枚となる場合は、ページ数を付すこと。

(３) 整備計画イメージ仕様

ア A４又はA３版とする。

イ 表紙と東久留米駅西口昇降施設及び駅西口広場のゾーニング設定、各ゾーンを説明した2ページのイメージ資料とすること。

ウ 別紙3「東久留米駅西口昇降施設及び駅西口広場基本設計等委託プロポーザルに係る事業者選定基準書 (3) 業務内容に関する提案 ②サ」に留意し作成すること。

エ 文字方向は縦・横書きは問わない。

オ 読み取りやすい文字サイズとする等、見やすい資料となるように留意すること。

#### (4) 見積書の作成について

ア あて名は「東久留米市長」とすること。

イ 代表者名があること。

ウ 事業者による提案内容の履行に要するすべての費用を見込むこと。

エ 見積様式は定めないが、別紙1「特記仕様書」及び別紙2「参考内訳書」を参考に「事業認可取得」「基本設計業務」「事業手法の検討」「事業者選支援」と実施業務ごとの金額の内訳を添付すること。

オ 見積総額は税込み表記によるものとし、内訳に税額を表記すること。

カ 上限額より高い金額で提出された場合は失格となるため注意すること。

キ 本市が提示した特記仕様以外に、より効果的であり効率的、又は事業実施に不可欠であるとする独自の調査・測量手法等の提案がある場合は、企画提案書等においてその必要性、工法、及び期待される効果を具体的に記載し、見積書には反映させないこと。

ク 上記キの独自の提案については、市がその必要性を認め、採用を決定した工種・数量については、優先交渉権者決定後の契約締結交渉において、双方協議の上、金額を確定するものとする。

## 9. 審査方法

審査については、審査委員会において審査を行い、優先交渉権者を特定する。一次審査及び二次審査は提案事業者より提出された副本を用いて行う。

なお、提案事業者が1者の場合でも審査を実施する。

#### (1) 一次審査（書類審査）

提出された企画提案等について書類審査を行う。審査員の採点結果を合計した点数を一次審査の得点とする。一次審査に参加した提案事業者が4者以上となった場合は、上位3者を一次審査通過者とする。ただし、一次審査の得点が配点の六割以上であることを審査通過の条件とする。一次審査後、審査に参加した全提案事業者に対して書面及び電子メールにて審査結果を通知するとともに、審査通過者に対しては、二

次審査（プレゼンテーション審査）の内容を併せて通知する。

なお、一次審査を通過しなかった事業者のうち、審査結果に疑義がある者は、市に対し通知の日から7日以内（閉庁日を除く）に、書面によりその理由についての説明を求めることができる。

## （２）二次審査（プレゼンテーション審査）

一次審査通過者によって行われるプレゼンテーションの内容について審査を行う。審査員の採点結果を合計した点数を二次審査の得点とし、一次審査の得点と合計した総合得点が最も高い提案事業者を優先交渉権者とし、次点を第二順位者とする。ただし、二次審査の得点が配点の六割以上であることを条件とする。

二次審査後、審査に参加した全提案事業者に対して審査結果を書面及び電子メールにて通知する。

また、優先交渉権者とならなかった事業者のうち、審査結果に疑義がある者は、市に対し通知の日から7日以内（閉庁日を除く）に、書面によりその理由についての説明を求めることができる。

## （３）選定基準

別紙３「東久留米駅西口昇降施設及び駅西口広場基本設計等委託プロポーザルに係る事業者選定基準書」に基づいて審査を行う。

# 10．失格事項

次の各号に該当する事業者は本プロポーザルへの参加資格を失う。

- （１）提出書類に虚偽の記載をした場合
- （２）本要領に定める参加資格要件を満たさなくなった場合
- （３）審査の透明性・公平性を害する行為があった場合
- （４）前各号に定めるもののほか、著しく審査の実施を妨げる行為があったと判断される場合

# 11．その他

## （１）契約について

優先交渉権者と以下の内容にて契約の交渉を行う。

- ・東久留米駅西口昇降施設及び駅西口広場基本設計等委託契約（事業認可取得業務）

締結時期：令和9年1月中旬に契約締結を予定している。

- ・東久留米駅西口昇降施設及び駅西口広場基本設計等委託契約（基本設計等業務）

締結時期：契約締結は事業認可の取得を効力発生条件とするものとし、事業認可取得後に契約締結を予定している。

※やむを得ない理由等により、当該事業認可の申請を行うことが出来ないこととなった場合、本業務の契約を締結しないことがある。

## (2) 辞退等

辞退その他の理由（地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当することとなった場合または東久留米市から指名停止を受けることとなった場合等）で契約できない場合は、次点の第二順位者を優先交渉権者とし契約の交渉を行う。

## (3) 契約内容及び金額

提案資料及び提案内容については、見積金額内で実施できることを確約したものとみなす。

一方、最終的な契約内容及び金額については、優先交渉権者と東久留米市との間で提案内容等を確認し、実現内容について精査・調整の上、最終的な契約内容・金額を確定することとし、提案内容及び見積額をもって直ちに契約を行うものではない。

## (4) 仕様

契約内容となる仕様については、優先交渉権者の提案内容や協議内容を盛り込み作成する。

(5) 本プロポーザルの参加に要する費用は、すべて参加する事業者の負担とする。

(6) 提出書類は、日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。

(7) 提出後の企画提案書等の修正等は、提出期限内においてのみ可能とする。

(8) 提出書類は返却しない。

(9) 企画提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成する場合がある。

(10) 東久留米市情報公開条例に基づく開示請求があったときは、プロポーザルに参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査結果等）等を公開することがある。

## 1 2. 事務局

本プロポーザルに係る事務局は、下記のとおりとする。

担当窓口：東久留米市都市建設部道路計画課道路交通計画係

担当 佐藤・矢崎・齊藤

所在地：〒203-8555

東京都東久留米市本町三丁目3番1号 東久留米市役所 5階

電話：042-470-7768（直通）

E-mail：doroikeikaku@city.higashikurume.lg.jp

市ホームページ： <https://www.city.higashikurume.lg.jp>

※市が提供する資料等については、参加に係る検討以外の目的で使用するを固く禁ずる。